

令和3年9月1日

保護者の皆様

三木市教育委員会

緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染防止の徹底について  
(お知らせとお願い)

日ごろから、本市教育の推進にご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、みだしのことについて、新型コロナウイルス感染症の県内の新規感染者が1,000人を超える状況になっており、保護者の皆様におかれましては、お子様やご家族の安全についてご心配のことと思います。

学校においては、今後の感染拡大を最小限に抑えるため、感染対策を強化したうえで、教育活動を実施しますので、ご家庭におきましても、下記の事項についてご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

保護者の皆様には、「家庭や学校内に持ち込まない、広げない」を基本に、引き続き、学校と連携した感染対策をお願いします。

記

1 三木市の緊急事態措置の期間

8月20日（金）～9月12日（日）

2 学校における感染防止対策の徹底

(1) 手洗いを徹底します。

(2) 教室内では、適切な温度管理等に十分留意しながら換気を行うとともに、子どもたちがよく使うところについては消毒を行います。

(3) 給食の際、飛沫を飛ばさないような席の配置、会話の際にはマスクを着けるなどの対応を工夫します。

(4) 児童生徒等同士が近距離で大きな発声を伴う活動や身体的接触、感染のリスクが高いとされている活動は行わないなど、十分な感染防止対策を実施した上で教育活動を行います。熱中症対策で、マスクを外して活動する場合は、身体的距離を十分に確保する等、指導を徹底します。

(5) 適切な水分補給や休憩などの熱中症対策を行います。

特に、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、換気や児童生徒等の間に十分な距離を保つなどを配慮し、マスクを外すよう指導します。また、部活動、登下校等、屋外においては、気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日及び本人が暑さで息苦しさを感じたときなどには、活動内容の変更やマスクを外すなどの対策を講じます。

(6) 新型コロナウイルス変異株への感染の場合は、療養期間が長期にわたる恐れが高いことから、学習への影響を少なくするために、教科ごとに家庭学習を適切に課し、十分な学習支援を行います。また、臨時休校等になった場合に備え、日頃から児童生徒の発達段階及び必要に応じ、1人1台のタブレット端末を持ち帰らせ、

ICTを活用した家庭学習に取り組みます。万が一、学級閉鎖、学年閉鎖、臨時休校等になった場合は、オンライン学習を中心に行います。

- (7) 児童生徒の心のケアに留意し、必要な場合には、カウンセリングの機会を設けるなど、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用した相談体制の充実を図ります。また、SNS ほかごっこ子悩み相談など各種相談窓口の活用を促進します。
- (8) 緊急事態宣言が発出されている期間は、学校に多くの人が集まる行事（運動会、体育祭、参観日、オープンスクールなど）は、延期又は中止とします。但し、保護者等の参観を伴わない場合は、密にならないよう配慮する等感染対策を講じて行うことができるものとします。また、オンラインによる授業公開等は、行うことができるものとします。
- (9) 緊急事態宣言が発出されている期間は、校外活動（修学旅行や自然学校を含む）は行いません。また、県外での活動は行いません。
- (10) 部活動は、8月30日（月）～9月12日（日）まで原則休止します。ただし、全国大会・近畿大会（その予選を含む）等への参加及び参加に向けた活動に限り、最小限で実施を可とします。活動場所は校内（活動拠点がない場合は該当施設含む）でのみとし、練習試合、合宿等宿泊を伴う活動は行ないません。また、東播新人大会（陸上・水泳）への参加及び参加に向けた活動に限り、最小限で実施を可とします。活動場所は校内（活動拠点がない場合は該当施設含む）でのみとし、練習試合、合宿等宿泊を伴う活動は行ないません。県新人大会、東播新人大会は開催される予定のため、三木市新人大会も9月25日（土）開催の準備で進めていきます。緊急事態宣言が延長された場合は、後日お知らせします。
- (11) 発達段階に応じて、ワクチン接種に対する正しい理解の啓発を行うとともに、ワクチン接種はあくまで希望のため、接種しない児童生徒に対し差別や偏見につながらないよう、指導します。
- (12) お子様が新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける際、1日欠席する場合は、出席停止扱い、接種のために遅刻・早退する場合は、出席扱いになります。また、副反応であるかに関わらず、接種後、児童生徒に発熱等の風邪の症状が見られる場合にも、出席停止の扱いとしますので、お子様の体調に合わせて無理をせずに、直接学校に申し出てください。

### 3 家庭における感染防止対策の徹底

- (1) マスクの着用、登校前の検温等の健康観察について、改めて取組の徹底をお願いします。（感染防止の効果が高い不織布マスクの着用を奨励します。）
- (2) 登下校時は、基本的にはマスクの着用をお願いします。ただし、気温や湿度が高く、お子様が暑さで息苦しいと感じた時は、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断で適切に対応できるよう指導しますので、ご家庭でもお子様への声掛けなど、ご協力をお願いします。併せて、マスクを外しての会話を行わないことについてもお伝えください。
- (3) 緊急事態宣言が発出されている期間、同居の家族がPCR検査や簡易検査、抗原検査等を受けている場合や発熱等の風邪症状がある場合は、登校しないようお願いします。その場合は、出席停止となります。
- (4) 登校後、児童生徒等の体調の不調に教職員が気付いた場合には、早退等、迅速な対応を取りますので、速やかなお迎え等のご協力をお願いします。
- (5) 緊急事態宣言が発出されている期間の不要不急の外出の自粛をお願いします。